

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		助言（遊休土地）
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		国土利用計画法
条 項		第 30 条
所 管 課		都市局 都市計画部 都市計画課 （電話：048-829-1427）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未制定 国土利用計画法第 30 条に従い処理するため
備 考		